

# お知らせ

日本銀行代理店の廃止・集約に伴い、当局供託所（千葉地方法務局船橋支局）の日本銀行取扱店が下記のとおり変更になります。

記

## 1 取扱店

(1) 変更前 日本銀行船橋代理店（千葉銀行船橋支店）

(2) 変更後

ア 供託金、供託振替国債の取引

### 日本銀行千葉代理店（千葉銀行本店営業部）

（〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港1-2）

イ 供託有価証券の取引

### 日本銀行本店

（〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1）

## 2 変更日

**令和6年9月2日（月）から**

## 3 対象となる手続

(1) 供託金の納入、振り込み方式による供託金の納入、供託有価証券の受入れ、供託振替国債の受入れ（なお、ゆうちょ銀行等のATMを利用した「電子納付」は、従来どおりご利用いただけます。）

(2) 小切手による払渡し、供託有価証券の払渡し、供託振替国債の払渡し

## 4 日本銀行千葉代理店（千葉銀行本店営業部）及び日本銀行本店の御案内

(1) 日本銀行千葉代理店（千葉銀行本店営業部）

(2) 日本銀行本店



なお、ご不明な点は、船橋支局（TEL047-431-3681）又は千葉地方法務局供託課（TEL043-302-1318）までお問い合わせください。